

郡山市公金管理取扱における特別枠大口定期預金の実施要領

郡山市公金預金取扱要項第6の2の規定により、郡山市に本社もしくは本店を有する金融機関への特別枠大口定期預金に関する基本事項を定める。

第1（目的）

特別枠大口定期預金は、預金保険には該当せず、一金融機関における相殺可能な預金額も超えて実施するため、ペイオフの対象となり政策的なリスクが伴う。しかしながら、地域経済の活性化や市民の財産保全を主たる目的として、地元金融機関へ預金を行なう。

第2（公金の種類）

この要領において、公金とは、歳計現金、歳入歳出外現金とする。

第3（公金の運用）

公金は、支払に必要な準備金に支障のない範囲で、一時的に余裕が生じた場合にこれを行う。

- 2 運用の対象となる預金は、大口定期とする。
- 3 運用の期間は、一の預金につき2か月を超えない期間とする。
- 4 運用する金額は、資金の状況により会計管理者がそのつど決定する。ただし、一金融機関20億円を上限とする。
- 5 運用する利率は、同時期の利率等を参考に金融機関と協議のうえ会計管理者がそのつど決定する。

第4（その他）

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から適用する。